

## 議 題

### 議題（１）新たな部会の設置

大阪府防災会議条例第４条第１項に基づき、「南海トラフ地震対応強化策検討委員会（仮称）」を新たに設置する。

#### 【設置理由】

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震への対応を教訓に、南海トラフ地震に備えた強化策を検討するもの。

#### 【検討内容】

大阪府北部を震源とする地震への対応を検証し、南海トラフ地震に備えるにあたり府の抱える課題を明らかにして、災害対策の方向性等を検討する。

（具体的検討項目）

- ・ 府の初動対応（防災情報提供など）
- ・ 市町村支援のあり方
- ・ 帰宅困難者（通勤通学困難者）対策
- ・ 訪日外国人対応
- ・ 自助・共助の進め方

（参考）

大阪府防災会議条例第四条により、部会の構成員となる委員及び専門委員は、知事が任命します。（「別紙 3 部会構成員名簿」参照）

#### 大阪府防災会議条例

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。